

## 総括原価方式では効率化のインセンティブは働かないのか？

服部 徹

日本の電気料金（主に家庭用）は、電気事業者が能率的な経営の下で電気を供給するのに必要な費用に事業報酬を加えた総括原価に基づいて決められている。これを「総括原価方式」という。この総括原価方式は、米国など海外の電気料金制度でも採用されていたが、事業者に経営効率化のインセンティブが強く働かないという問題が長く指摘されてきた。こうした指摘に対し、日本では総括原価方式の枠組みの中で電力会社の費用を横並びで比較するヤードスティック査定を導入するなどの工夫をしてきたが、海外では、プライスカップやレベニューカップといった、いわゆるインセンティブ規制を導入する事例が増えている。主に、規制分野として残っている送配電料金の決定に採用されているレベニューカップ（表1）は、事業者の料金収入に上限を設定し、数年間はこの上限の本格改定をしないことにより、費用削減のインセンティブを与えようとする料金規制である。

確かに、総括原価方式において、料金収入が原価と常に同じになってしまうと、事業者には費用を削減するインセンティブは働かない。しかし、実際には原価が変化した途端に料金も変化するわけではなく、ある時点で料金改定を行ったら、その後数年間は改定しないのが普通である。これを「規制のラグ」という。そして、この規制のラグがあることによって、総括原価方式の下でも一定の効率化インセンティブが働くと考えられる。実はレベニューカップの枠組みというのは、こうした規制のラグを制度化したものであって、従来の総括原価方式の運用でも同じようなインセンティブは与えられるのである。

なお、レベニューカップや「規制のラグ」によって効率化のインセンティブは与えられるが、少なくとも一定の期間、料金収入と原価には乖離が生じる可能性がある。総括原価方式で規制のラグが生じないように料金改定を頻繁に行うならば、料金収入と原価を常に一致させることはできる。しかし、それでは効率化インセンティブが働かないため、原価は必ずしも効率化された水準にはならず、結果的に需要家は高い料金を払うことにもなる。しかも、料金改定を頻繁に行うことで行政コストも嵩むことになる。

また日本では、総括原価に含まれる事業報酬は「真実かつ有効な」事業資産（レートベース）に適正な報酬率を乗じたものとする、レートベース方式を採用しているが、レベニューカップにおいても、収入上限には、将来の設備投資計画等を踏まえたレートベースに報酬率を乗じて算出される事業報酬が含まれる。したがって、料金設定時に事業報酬をあらかじめ考慮する点も、日本の総括原価方式と同様である。適正な事業報酬は、電力の供給に必要な設備投資をまかなうための資金を資本市場から調達するためのコストであり、電気事業のように公益的課題に対応する設備投資を長期にわたって着実に進めるためには、事業者が能率的な経営の下で十分な事業報酬を得る機会を確保することが重要である。再生可能エネルギーのシェアを高めるために送配電網の増強が必要とされる欧米では、送配電事業者の設備投資のインセンティブや財務の健全性を確保することの重要性が高まっており、物価上昇率以上の収入上限の増加を認めたり、分散型電源の増加に応じた追加収入

を認めるなど，規制運用面での工夫もなされている。

電力中央研究所 社会経済研究所 電気事業経営領域 上席研究員

服部 徹 / はっとり とおる

1996年 入所

2000年～2001年 オハイオ州立大学・全米規制研究所 客員研究員

2010年 博士（経営学、筑波大学大学院）

専門分野：規制の経済学，応用計量経済学

表1 欧州主要国の送配電料金におけるレベニューキャップの採用状況

レベニューキャップを採用	一部の費用項目に対してレベニューキャップを採用 (資本関連費にはレートベース方式)
イギリス，ドイツ，フランス， ポルトガル，オーストリア， スロベニア，スロバキア	イタリア，スペイン，デンマーク，フィンランド， チェコ，ポーランド
スウェーデン（2012年導入予定）	レベニューキャップとヤードスティック規制の併用 ノルウェー，オランダ

Eurelectric (2011) “Regulation for Smart Grid”に基づき作成